

平成30年度4月～「鳥取県知事の権限に属する事務の特例に関する条例」改正予定事務の概要

◆H29年度:11月議会
◆H30年4月1日施行

別表 項目番号	根拠法令等	法・条例の目的	法定移譲		条例移譲(権限条例改正)		所管課
			内容	保険所設置市	中核市	改正理由	
9の2	浄化槽法	浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の許可制度を整備し、浄化槽施設の運営を定めることにより、公共用水域等の水質の保全等の観点から、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	○	・中核市移行により「中核市の権能となったことにより鳥取市を除く。		鳥取市を除く 移譲市町村を「米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町並びに日野町」とする。	水・大気 環境課
9の3	鳥取県公害防止条例	公害の防止のための規制について必要な事項を定めることにより、生活環境を保護することを目的とする。	—			・はい、煙関係特定施設に関する権限以外は既に鳥取市に移譲済。 ・中核市移行に伴い、はい煙関係特定施設の設置等の届出の受理、指導監督権限を鳥取市に移譲する。	水・大気 環境課
10の2	鳥取県石綿健康被害防止条例	石綿の飛散等に伴う健康被害の防止に關し、県の責務を明らかにし、及び石綿含有材料等を取り扱う事業者とどもに、解体等を実施するに伴い石綿の粉じんが大気中に排出されることにより、鳥取市を除く地域の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。	—			・市域に係る県の権限を鳥取市に移譲する。 ・市域に係る県の権限を鳥取市に移譲する。	循環型社会推進課
10の3	鳥取県使用済物品の放置防止に関する条例	使用済物品回収業の事前の届出、保管に際しての準備遵守等を義務付けることにより、使用済物品の放置を未然に防止し、良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。	—			・保健所設置により「保健所設置市」の機能とならないことにより鳥取市を除く。	新規項目 ・使用済物品回収業の届出の受理 等
19の2	化製場等に関する法律	化製場の許可、指導・指定区域の指定 等	○			鳥取市を除く 【19. 死亡骸骨の解体、埋却、焼却の許可】 ・移譲市町村を「各市町村(鳥取市を除く。)」とする。 【19の2 区域内の動物の飼養の許可】 ・移譲市町村を「倉吉市」とする。	くらしの安心推進課
19の3	クリーニング業法施行規則	化製場(獣骨の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、いかわ、肥料、飼料その他の物を製造するための施設)及び死亡骸骨又は焼却するための施設又は焼却する区域)に関する規制を目的とする。	—			・從来保健所が行っていた経由事務を鳥取市に移譲する。	新規項目 ・免許証の訂正、再交付等申請の経由事務
19の4	調理師法 同法施行令	クリーニング業に対して、公衆衛生等の見地から必要な指導及び取締りを行い、もつてその経営を公共の福祉に適合させることもしくは利用者の利益の擁護を図ることを目的とする。	—			・從来保健所が行っていた免許の交付等事務を鳥取市に移譲する。	新規項目 ・調理師免許関係事務(免許の付与、調理師名簿の登録、免許証の交付、届出の受理等)
19の6	不当景品類及び不當表示防止法 同法施行令	調理師の資格等を定めて調理の業務に從事する者の資質を向上させることにより調理技術の合理的な発展を図り、もつて国民の食生活の向上に資することを目的とする。	—			・市域に係る県の権限を鳥取市に移譲する。	新規項目 ・違反行為等があつた場合の措置命令 ・合理的な根拠資料の提出要求 ・報告微収、立入検査 ・消費者庁への報告
19の7		商品及び役務の取り引に關連する不要な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。	—			・從来保健所が行っていた免許の交付等事務を鳥取市に移譲する。	新規項目 ・製菓衛生師免許関係事務(免許の付与、調理師名簿の登録、免許証の交付、届出の受理等)
19の8	製菓衛生師法 同法施行令	製菓衛生師の資格を定めるににより菓子製造業に從事する者の資質を向上させ、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。	—			・從来保健所が行っていた免許の交付等事務を鳥取市に移譲する。	新規項目 ・事業の登録 等
19の10	建築物の確保に関する法律 同法施行規則	多数の者が使用等する建築物の維持管理に關するものによる、その建築物における衛生上の必要性を定めるに於ける衛生上の向上及び増進に寄与することを目的とする。	○			・從来保健所が行っていた登録事務を鳥取市に移譲する。	くらしの安心推進課
19の11		・特定建築物の届出の受理 等					

別表 別表番 項番	根拠法令等	法・条例の目的	法定移譲		条例移譲(管限条例改正)		所管課
			内容	保健所 設置市	中核 市	改正理由	
19の12 動物の愛護及び管理に関する法律 19の13 同施行規則	動物の虐待及びその他の動物の健康及び安全の確保等のための措置を定めて国民の間に動物を愛護する事項を規定する法律【犬、猫の引取り】等	○	・從来保健所が行つていた動物取扱業者の登録、登録証の交付、指導監督等	新規項目 【第一種動物取扱業者登録】 ・特定動物取扱業者の届出、指導監督等 【第二種動物取扱業者登録】 ・特定動物の生活環境の保全等】 【周辺の生活環境をとるべきことの勧告 等 ・必要な措置をとるべきことの勧告 等 ・特定動物の飼養又は保管の許可、許可証の交付、指導監督 等	新規項目 【第一種動物取扱業者登録】 ・特定動物の事故発生時の措置の届出の受理 ・特定動物の飼い主に対する措置命令、報告徴収、立入検査	くらしの安心推進課	
19の14 鳥取県動物の愛護及び管理制度に関する条例	動物の愛護及び管理に関する事項を定めるににより、県民の健康及び精神の養成、動物の健康及びその安全の保持、動物による人の命、身体及び財産に対する侵害、環境並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生することを目的とする。	—	・從来保健所が行つていた特定動物の届出の受取の受付、報告徴収、立入検査	新規項目 【第一種動物取扱業者登録】 ・特定動物の事故発生時の措置の届出の受理 ・特定動物の飼い主に対する措置命令、報告徴収、立入検査	くらしの安心推進課		
19の15 鳥取県動物の愛護及び管理制度の規則	米穀等の取引等に係る情報の伝達に関する法律による権限の委任等に関する政令	○	・從来保健所が行つていた特定動物に關する事務を鳥取市に移譲する。	新規項目 【第一種動物取扱業者登録】 ・特定動物の許可の許可等の警察本部長への通知	くらしの安心推進課		
19の16 食品表示法 19の17 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令	米穀等の取引等に係る情報の伝達に関する法律による権限の委任等に関する政令	—	・市域に係る県の権限を鳥取市に移譲する。	新規項目 【第一種動物取扱業者登録】 ・報告徴収、立入検査	くらしの安心推進課		
19の18 食品表示法 19の19 同施行令	米穀等の取引等に係る情報の伝達に関する法律による権限の委任等に関する政令	○	・從来保健所が行つていた食品表示(品質事項)に関する事務を鳥取市に移譲する。	新規項目 【第一種動物取扱業者登録】 ・食品表示に関する指示、措置命令、立入検査	くらしの安心推進課		
19の20 鳥取県魚介類行商条例	販売の用に供する食品に関する表示について、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記載及び产地情報を伝達するにあたる事務を行うことにより、その適正を確保し、もつて一般消費者の利益の増進を図ること等を目的とする。	—	・市域に係る県の権限を鳥取市に移譲する。	新規項目 【第一種動物取扱業者登録】 ・魚介類行商の許可の付加、行商の届出の受理	くらしの安心推進課		
19の21 鳥取県魚介類行商条例施行規則	魚介類の行商に起因する食品安全上の危害の発生及び警戒衛生の向上及び改善等を目的とする。	—	・市域に係る県の権限を鳥取市に移譲する。	新規項目 【第一種動物取扱業者登録】 ・魚介類行商の許可の付加、行商の届出の受理	くらしの安心推進課		
19の22 鳥取県食品衛生条例	食品取扱施設において講ずべき措置の基準その他食品衛生法及び食品衛生法施行令の施行に關し必要な事項を定めるとともに、食品等の衛生管理の高度化を促進することにより、飲食に起因する危害の発生を防止し、もつて食品安全の確保を図ることを目的とする。	—	・從来保健所が行つていた経由事務を鳥取市に移譲する。	新規項目 【第一種動物取扱業者登録】 ・鳥取県HACCP適合施設の認定の申請の受理	くらしの安心推進課		
19の23 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例	ふぐの取扱い及び營業について必要な規制をすることにより、ふぐ毒による食中毒の発生の防止を図り、県民の健康の保護に資することを目的とする。	—	・試験を除く市域に係る県の権限を鳥取市に移譲する。	新規項目 【第一種動物取扱業者登録】 ・ふぐ処理師免許の付与、名簿登録、免許の取消	くらしの安心推進課		
19の24 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則	○	—	・試験を除く市域に係る県の権限を鳥取市に移譲する。	新規項目 【第一種動物取扱業者登録】 ・ふぐ処理師免許の登録の抹消 ・認証営業台帳の登録事項の訂正 ・返納された認定証の受理等	くらしの安心推進課		
32 屋外広告物法	良好な景観及び風致を保全し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の表示等について規制を行うことを目的とする。	○	・中核市移行により「中核市」の性能となつたことにより鳥取市を除く。	鳥取市を除く ・移譲市町村を「各市町村(鳥取市を除く。)」とする。	住まい主 ちづくり課		